市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成26年(2014年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の 路線を廃止する。

路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	備考
南	高ヶ坂	高ヶ坂			
544 号	1716番 2 地先	1716番 2 地先	2.40	148. 00	別図 1
南	高ヶ坂	高ヶ坂			
545 号	1715番 3 地先	1716番 2 地先	4.00	78.00	別図 1
忠生	木曽東三丁目	木曽東三丁目			
281 号	667番 1 地先	665番 1 地先	1.82	68. 50	別図 2
忠生	図師町	図師町			
295 号	199番 2 地先	122番 地先	1.82	156.00	別図 3

説明

本件は、民地認定されている路線、環境資源部へ所管換えする路線を廃止するものです。

別図1

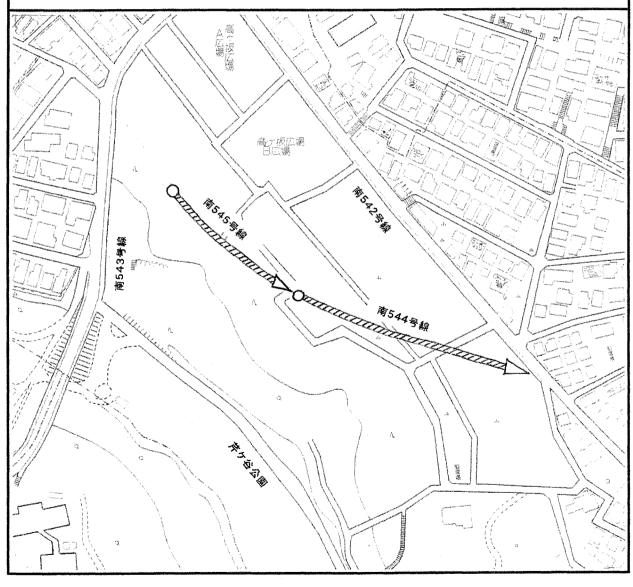
市道路線の廃止略図

町田市高ヶ坂 地内 市道 南544号線(一部廃止) 市道 南545号線(一部廃止)



廃止する区間



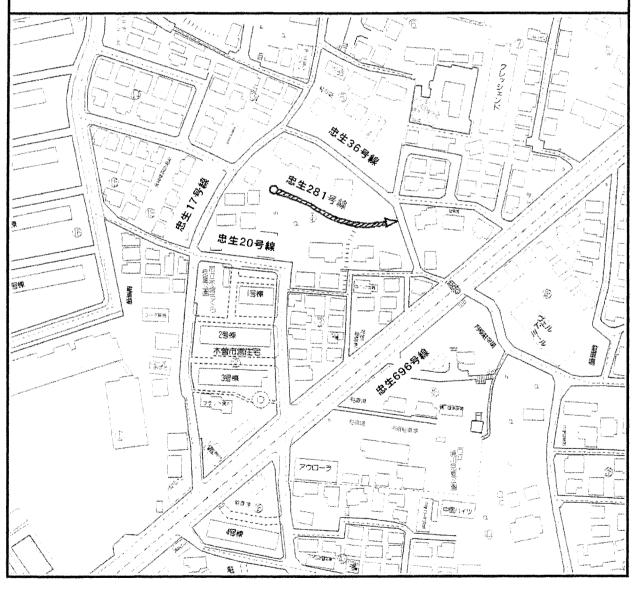


別図2

市道路線の廃止略図

町田市木曽東三丁目 地内市道 忠生281号線(一部廃止)





市道路線の廃止略図

町田市図師町 地内 市道 忠生295号線(一部廃止)



